

電柱への防犯カメラ設置について

2019年1月29日
北陸電力株式会社

当社は、地方公共団体等による防犯カメラの設置場所として、当社が保有する電柱を広く利用いただけることとしましたので、お知らせいたします。

当社の電柱は、電気の供給のほか、電話線、街路灯、交通信号、標識、案内看板や地番表示など、電気の供給に支障のない範囲においてご利用いただいております。

近年、防犯カメラの犯罪抑止などの効用が広く知られるようになり、電柱への防犯カメラ設置に対するニーズが高まっていることから、当社では防犯カメラの電柱への設置方法や維持管理責任などの条件を整理し、本年2月1日より、地方公共団体等による防犯カメラの設置場所として電柱を広く利用いただけることとしました。

詳しい設置条件や申込手続きは、当社ホームページ（以下）をご覧ください。

「電柱・管路等の使用に関するご案内」

<http://www.rikuden.co.jp/denchu/index.html>

引き続き当社およびグループ会社は、電力事業に係る設備の有効利用やサービスの提供を通じて、地域のニーズにお応えできるよう取り組んでまいります。

以 上